平成25年度新見市地方独立行政法人評価委員会(第7回)議事要旨

- 1 日 時 平成26年3月6日(木)15:30~17:15
- 2 場 所 新見市山村開発センター 1階会議室
- 3 出席者
- (1) 評価委員会 新中委員長、森口委員、杉委員
- (2) 公立大学 福田次長、杉井主査、西川主任
- (3)事務局上山課長、関野係長、西山主査
- 4 議事

中期計画(第2期)(案)について

中期計画の認可の流れ(資料1、資料2)について、事務局から説明した後、次期中期計画案(資料3、資料4、資料5、資料6及び予算の追加資料)について、次期中期目標と次期中期計画案を対比しながら大項目 I から大項目 XII まで順に大学側から説明を受け、その後、各委員と大学職員が質疑応答を行った。

質疑終了後に大学職員には退席いただき、各委員と事務局により質疑内容の確認を 行った。

各委員は資料を持ち帰りその内容を検討し、次回評価委員会(3月20日(木)午後3時~)において再度議論することとした。

なお、大学側退席後に委員から出た2項目の追加質問については、事務局から大学に問い合わせ、早めにその回答を各委員に連絡する。各委員は、持ち帰った中期計画の資料の内容を検討する際の疑問点を3月13日までに事務局へ連絡し、その回答は次回評価委員会ですることとした。

詳細は、以下のとおり。

委員発言要旨	大学又は事務局回答要旨
[I 教育研究等の質の向上に関する目標	
を達成するためにとるべき措置]について	
1 教育	
1) 教育の内容	
○特に質疑なし	
2) 教育の実施体制	
○大学として、説明しておきたいところが	○新見公立大学と新見公立短期大学の1法
ありますか。	人 2 大学という体制のなか、短期大学の今
	後のあり方を積極的に考えていかなければ
	ならないと考えています。
	○来年度、大学院が5名という定員で開学
	するので、この運営をうまく行っていきた
	いと考えています。
○大学院の5名の定員がもう少し増えるこ	○定員を増やすことは、教師の数など人件
とがありますか。	費にも関係するためメリットを考えると簡

することは難しいか。

かざるをえません。

単にはいかないので、現在は少数精鋭でい

- ○短期大学の2学科を一度に4年制に移行 |○一度に4年制とはいかないと思われま す。例えば専攻科を置くなど短大で残るこ とも一つの方策です。短大の学生は家庭が 裕福な者ばかりではないので、短大として 残る良さもあります。現在、各学科の先生 方が集まって将来構想委員会のような形で 話をしておりますが、決まった道ができて いる訳ではありません。検討の余地が大い にあり、一概に4大化するという方向では ありません。
 - ○そうです。

○現在の短大は資格が必要な学科なので、 国の方針がステップアップしていくと、短 大のあり方も違う方向に進むことになると いうことですか。

- 2 研究
 - 1)研究の内容
- ○特に質疑なし
 - 2) 研究の実施体制
- ○大学の先生方は、忙しいなかそれぞれ研│○現在教員がどのような手立てを講じて研 究の質や量は違うと思うが、研究時間を確|究時間を確保しているか。その一例につい 保するため、具体的にどのような手立てを|て、大学事務局に確認して、後日回答しま されていているのか。
- 3 学生の確保及び支援に関する目標
 - 1) 学生の確保
 - 2) 学生の支援
- ○特に質疑なし
- [Ⅱ 社会貢献に関する目標を達成するた めにとるべき措置]について
 - 1 地域社会への貢献
- ○特に質疑なし

「Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する 目標を達成するためにとるべき措置]につ いて

- 1 組織運営の改善及び効率化
- 2 人事の適正化
- ○特に質疑なし

す。(追加質問1)

「IV 財務内容の改善に関する目標」につ いて

- 1 自己収入の確保
- ○授業料等の見直しを検討すると記載がある○現在のところ、その予定はありません。 るが、大学として積極的に見直しをする予 定があるということですか。
- ○計画期間が6年あるので、時代が変われ○そういうことです。 ば必要に応じ授業料の見直しもできるよう に記載しているということですか。
- ○現在、授業料は安く抑えられており、全○そうです。 国から優秀な学生を確保できているので、 できる限りこれを維持していただきたい。 大学も極力その方針ですか。
- 2 外部資金の獲得
- 3 経費の抑制
- ○特に質疑なし
- [V 自己点検・評価及び当該状況に係る 情報の提供に関する目標を達成するために とるべき措置〕について
- 1 自己点検及び自己評価
- 2 情報公開及び情報発信
- ○特に質疑なし
- [VI その他業務運営に関する重要事項を 達成するためにとるべき措置] について
- 1 施設・設備の整備及び活用
- ○特に質疑なし
- 2 危機管理及び安全管理
- ○新見は災害がないと言われているなか○現在の危機管理マニュアルの概要、また で、学生に対して防災・防犯意識、安全衛学生の医療機関や老健施設における実習な 生管理を含めてどのように周知しているとの課外活動の際の感染症などに対するこ か。例えば、保健福祉の関係で高齢者施設とについて、大学事務局に確認して、後日 を訪問する際に、学生が感染症を持ち込む 回答します。 (追加質問2) など、何か起きてからでは遅いため、何か 起きたときにはどのような考えでいるかな どマニュアルに記載があるか。

WI 予算、収支計画及び資金計画

○市職員の共済によるものとは別の大学教□○定年退職金については、特殊要因として、 職員の退職金は、この計画に含まれていま運営交付金で見ていただいており、この収 すか。

支計画に織り込み済みです。

WII 短期借入金の限度額

○特に質疑なし

XI 剰余金の使途

○特に質疑なし

XII 新見市地方独立行政法人法施行規則 (平成20年新見市規則第16号)で定め る事項

- 施設及び設備に関する計画 1
- 2 中期目標の期間を越える債務負担
- 3 地方独立行政法人法第40条第4項の 規定により業務の財源に充てることがで きる積立金の使途
- 4 その他法人の業務に関し必要な事項
- ○特に質疑なし

以上